

徳島県規則第三十六号

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年七月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の項第三百八十二号を次のように改める。

三百八十二 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。